

## 「女性デジタル人材育成プラン」の策定について

令和 4 年 2 月 1 5 日  
内閣府男女共同参画局

### ○令和 3 年 12 月 24 日 第 2 回デジタル社会推進会議

#### 野田聖子 男女共同参画担当大臣 発言

女性が経済的に自立する力を高めるため、女性デジタル人材育成プランを策定いたします。

### ○基本的な考え方

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 3 年 12 月 24 日閣議決定）  
第 6 6.（2）② エ 女性デジタル人材育成の推進（抜粋）

- ・新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据え、デジタル人材のジェンダーギャップを解消し、女性人材の育成や成長産業への円滑な移動支援を図っていくことが重要である。
- ・学校教育段階からの取組のほか、女性に対するデジタル分野のリカレント教育の機会提供・就労支援を行うとともに、育児・介護等でフルタイムの仕事が出来ない女性も時短・テレワークでデジタル就労ができる環境を整備する必要がある。

### ※具体的施策のイメージ

1. デジタルスキル取得機会の提供
2. デジタル関連資格取得の奨励
3. デジタル関連業務への就労支援

### ○今後の進め方

- 4 月 女性デジタル人材育成プランの取りまとめ
- 5、6 月 女性版骨太の方針や「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（骨太の方針）に反映し、予算を確保・実行

(参考) デジタル社会の実現に向けた重点計画  
(令和3年12月24日閣議決定) 抜粋

第6 6. (2) ② エ 女性デジタル人材育成の推進

新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据え、デジタル人材のジェンダーギャップ<sup>139</sup>を解消し、女性人材の育成や成長産業への円滑な移動支援を図っていくことが重要である。学校教育段階からの取組のほか、女性に対するデジタル分野のリカレント教育の機会提供・就労支援を行うとともに、育児・介護等でフルタイムの仕事が出来ない女性も時短・テレワークでデジタル就労ができる環境を整備する必要がある。

このため、地方公共団体が、男女共同参画センター・経済団体・大学等と連携して行う、女性のデジタルスキル取得・向上のための学び直し・教育訓練や当該スキルを生かした再就職・転職の支援等を支援する。また、ハロートレーニング等において、企業のニーズにマッチした、就労に直結するデジタル分野の講座を充実させるとともに、eラーニングの活用等により遠隔からの受講が可能となるよう、産学官の優良なデジタル研修講座をデジタル人材育成プラットフォームで共有するなどして、地域包括DX推進拠点も活用しながら、全国に展開する。さらに、育児・介護等で時間的制約がある女性が働きやすい時短・テレワークなど柔軟な環境や、ワークシェアリングやコーチングなど安心して働けるサポートが充実した環境の拡大に向け、優良事例を紹介するなど、企業、地方公共団体、国などが協力して全国に展開し、地域の女性のデジタル雇用創出と地域企業の生産性向上の実現を図る。

---

<sup>139</sup> 「IT人材白書2020 今こそDXを加速せよ ～選ばれる“企業”、選べる“人”になる～」(独立行政法人情報処理推進機構(IPA)社会基盤センター)によると、令和元年度(2019年度)の情報サービスの男女比は男性75.2%に対して女性24.8%となっており、全産業の労働人口に占める女性比率44.5%に比較すると女性が低い傾向にある。これは、我が国における女性の労働参加の実態として出産・育児や介護を理由とする身体的、時間的制約により、フルタイム勤務を求められる職場では継続的に働くことが難しく、職場研修や経験を通じたデジタルスキルを習得する機会が得にくい状況が続いていること等が理由として考えられる。